

## 私立保育所助成金 職員基準配置事業の概要と基準単価 207,000 円の算定根拠

子ども未来部 保育事業課

## 1 概要

私立保育所助成金は、保育を実施する児童の健全な育成及び私立保育所の円滑な運営に資することを目的に、私立保育所の運営に係る経費を助成するものである。

私立保育所助成金の内、職員基準配置事業は、市が規定する職員の配置基準に基づき配置された職員数から、国が規定する公定価格算定基準に基づき配置された職員数を差し引いた職員差 1 人につき月額 207,000 円（子育て支援員の場合は月額 188,000 円）を助成するものである。（市単独事業）

## 2 基準単価 207,000 円の算定根拠

以下のとおり、制度設計当時の平成 11 年（1999 年）4 月の臨時的任用職員（有資格保育士）の日額単価 7,400 円を元に、交通費及び期末手当を加えて積算したものを一月あたりに割り戻したものである。

なお、子育て支援員の月額 188,000 円の助成については、令和 2 年度(2020 年度)から導入しており、制度設計当時の令和元年度（2019 年度）の臨時的任用職員（無資格保育士）の日額単価を有資格保育士の約 91%相当としていたことから、207,000 円から同様に 9%を減じて算出したものである。

(積算式)

日給 7,400 円×24 日 = 177,600 円①

交通費 440 円×24 日 = 10,560 円②

期末手当 7,400 円×32 日 = 236,800 円③

---

 $(① + ②) \times 12 \text{ 月} + ③ = 2,494,720 \text{ 円}④$  $④ \div 12 \text{ 月} \div 207,000 \text{ 円 (千円未満切り捨て)}$